

[事案 2024-377] 新契約取消請求

・令和 8 年 4 月 30 日 和解成立

※本事案の申立人は、本契約の契約者・被保険者の配偶者（相続人）である。

※本事案の申立人は、[事案 2024-376] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、契約の無効または取消しによる既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 5 年 6 月に心臓の疾病で入院し手術を受けたため令和 5 年 6 月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、本契約の無効または取消しにより既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 令和 5 年 4 月に夫が心臓の持病のため入院したことをきっかけに他社の保険の内容を確認した際、夫の病気が保障されないことが発覚した。このことを募集人に伝えたところ、募集人から「うちの保険ならば、大丈夫入れます」と言われ本契約の案内を受けた。募集人に対し、上記手術の際の領収書や診療明細書などを見せたところ、募集人から「これなら大丈夫です」と言われた。
- (2) 申込時、夫の病歴については募集人にすべて隠さず話していた。また、高齢者の契約の場合に必要な「20 歳以上 70 歳未満の親族の同席」はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の告知書のなかで、「5 年以内に以下の表に記載された病気で、次の 1～3 のいずれか 1 つでも該当することがありますか」「医師による診察（問診・検査・治療・投薬）を受けたことがある」との質問に対し、「いいえ」と告知している。しかし、医療機関に対し調査を行った結果、令和 4 年 6 月～令和 5 年 4 月の間において、房室ブロックの傷病にて受診していたことが確認され、上記告知は告知義務に反するものである。
- (2) 募集人は申込時時の正確な記憶はないものの、心臓に関する点を含む健康状態については、病名を含め具体的な内容は認識していなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の申込みは、申込みの前月の入院手術に伴い、疾病の保障がないと判明したことがきっかけであって、これは強い動機であると認められることからすると、申立人らが申込みにあたり募集人にその旨を話すことは極めて自然なことである。また、募集人は、申込

みの 21 日後に申立人から送られてきた、心臓にペースメーカーを入れる手術を行うことになった旨のメッセージに対して、驚きを示すことなく淡々と給付金請求の手続きを案内しており、これらの事情を総合的に検討すると、募集人が申込みの際に心臓の疾病を認識していた可能性は否定できない。

- (2) この点に関して、募集人は、保険会社からのヒアリングにおいて「心臓に関する点を含む健康状態については、病名を含め具体的な内容は認識していなかった旨報告」したとのことである。しかし、募集人は「正確な記憶がない」とも述べていたようであり、そうすると、募集人が申込みの際に、心臓の疾病を認識していた疑念は払拭できず、告知手続きにおいては募集人からの助言によって適切な告知ができたのではないかと考えられる。
- (3) なお、申込後、契約確認担当者による確認手続きにて告知内容の再確認が行われているが、同確認手続きは、契約確認担当者の陳述内容に鑑みると、再確認のための手続きとしては十分ではなかった可能性が高く、同手続きによって相手方の対応がフォローされたとは認め難い。
- (4) 募集人は、申立人らに本件入院手術につき給付金請求が可能との無用な誤解を与えるメッセージを送信している。加えて、募集人は長期休職中ではあるものの、本件募集行為およびその後の給付金請求手続について、募集人から詳細な説明がなされなかったことが本件紛争の長期化・複雑化の一因となった。